令和７年度

株式会社神戸ウォーターフロント開発機構
事　　業　　概　　要

港　　湾　　局

目　　次

Ⅰ　会社設立の趣旨 …… 1

Ⅱ　会社の概要 …… 2

Ⅲ　定款 …… 4

Ⅳ　令和６年度事業報告

1　事業実施の概要 …… 12

2　損益計算書 …… 14

3　貸借対照表 …… 15

4　損益明細書 …… 16

Ⅴ　令和７年度事業計画

1　事業計画の概要 …… 17

2　予定損益計算書 …… 18

3　予定貸借対照表 …… 19

4　予定損益明細書 …… 20

（参考）財務状況推移 …… 21

Ⅰ　会社設立の趣旨

神戸港のウォーターフロントエリアは、「『港都 神戸』グランドデザイン」（平成23年３月策定）の土地利用方針及びその実現に向け、今後、概ね10～15年間（2040年頃）で取り組むべき施策の方向性を示した「神戸ウォーターフロントグランドデザイン」（令和７年４月策定）に沿って再開発を進めている。ウォーターフロントのまちづくりは広範囲かつ多岐にわたり、長期に及ぶことから、全体の将来像を踏まえつつ、多様な都市機能、統一感のある街並み形成を誘導する仕組みが重要となる。

そのため、まちづくりに関わる多様な主体が一体となって、順次形成されるエリアのマネジメントや地域活性化等の先導的役割を担い、魅力的で持続性のある都心・ウォーターフロントの形成を目指すことを目的として、当会社を設立した。

Ⅱ　会社の概要

1　商　　号　　株式会社神戸ウォーターフロント開発機構

2　所　在　地　　神戸市中央区新港町11－１　ジーライオンアワーズビル４階

3　設　　立　　令和３年５月31日

4　資　本　金　　45,000千円（出資金総額　90,000千円　うち、神戸市出資額　90,000千円）

5　組　　織

代表取締役社長　◦ 岡口　憲義（一般財団法人神戸観光局　副会長）

常務取締役　　・ 藤原　啓

- 経営戦略専門役　　井上　英雄
- 経営企画部長　　・ 藤原　啓（兼任）
  - 経営企画課長　　・ 井関　亜由美
- 再開発部長　　・久保田　昭則
  - 再開発課長　　・森　倫也

・ 印は本市派遣職員

◦ 印は本市を退職した職員（退職派遣を除く）

6　社　員　数

令和７年７月１日現在

所　　属	専門役	部　長	課　長	主　査	合　計
経営企画部	１（０）	－	１（１）	２（０）	４（１）
再開発部	－	１（１）	１（１）	－	２（２）
合　　計	１（０）	１（１）	２（２）	２（０）	６（３）

※（　）内は本市派遣職員で、内数を表す。

7　役　　員

令和７年７月１日現在

役職名	氏　名	兼務する主な職業
代表取締役社長	岡　口　憲　義	一般財団法人神戸観光局　副会長
常務取締役	藤　原　　啓	
取　締　役	鈴　木　理　弘	三菱倉庫株式会社 神戸支店長
〃	長谷川　憲　孝	神戸市港湾局長
〃	酒　井　　俊	株式会社三井住友銀行 公共・金融法人部 部長
監　査　役	綴　木　公　子	さくら萌和有限責任監査法人公認会計士

Ⅲ　定　　款

第１章　総則

第１条（商号）

当会社は、株式会社神戸ウォーターフロント開発機構と称し、英文では、Kobe Waterfront Development Inc.と表示する。

第２条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．ウォーターフロント開発に関する情報の調査、収集及び提供
２．ウォーターフロント開発に関する事業の企画、調整、支援及び運営の受託等
３．ウォーターフロント開発事業の実施
４．景観形成、地域の賑わい創出等エリアマネジメントに関する企画、調整及び運営
５．各種研修・講演会の企画及び実施
６．公共公益施設等の利活用、管理及び運営
７．公共公益施設等の設計、建設、整備及び修繕
８．不動産の売買、賃貸借及び管理
９．知的財産権の取得、使用、管理及び使用許諾
10．広告及び宣伝等に関する業務
11．前各号に付帯又は関連する一切の事業

第３条（本店の所在地）

当会社は、本店を兵庫県神戸市に置く。

第４条（公告の方法）

当会社の公告方法は、電子公告による方法とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

第２章　株式

第５条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、20,000株とする。

第６条（株券の不発行）

当会社の株式については、株券を発行しない。

第７条（株式の譲渡制限）
当会社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する。

第８条（相続人等に対する売渡しの請求）
当会社は、相続その他の一般承継により、当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

第９条（株主名簿記載事項の記録等の請求）
当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、株式取得者と、その取得した株式の株主として株主名簿に記載もしくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が、署名又は記名押印し、当会社に共同して提出しなければならない。ただし、法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

第10条（自己株式取得の場合の売主追加請求権の排除）
当会社は、株主総会の決議によって、特定の株主からその有する株式の全部又は一部を取得することができる。
２　前項の場合、当該特定の株主以外の株主は、自己を売主に追加することを請求することができない。

第11条（質権登録及び信託財産の表示）
当会社の株式につき、質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の様式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、当会社に提出しなければならない。その変更又は表示の抹消についても同様とする。

第12条（株主割当てによる募集株式の発行）
株主に株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式の発行を行う場合には、会社法第199条第１項各号に掲げる募集事項及び第202条第１項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定める。

第13条（手数料）
第９条及び第11条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

第14条（基準日）
当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度にかかる定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。
２　前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため、必要があるときは、取締役はあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第15条（株主の住所等の届け出）
当会社の株主及び登録株式質権者、信託株式の受託者又はその法定代理人は、その氏名又は名称、住所及び印鑑を所定の書式により当会社に届け出るものとする。
２　前項の届出事項に変更があったときも同様とする。

第３章　株主総会

第16条（株主総会の招集）
定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日より３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

第17条（株主総会の招集権者及び議長）
株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順位に従い、他の取締役がこれにあたる。

第18条（株主総会の招集手続）
株主総会を招集するには、株主総会の日の１週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合は、株主総会の日の２週間前までに招集通知を発するものとする。
２　株主総会は、前項の規定にかかわらず、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第19条（株主総会の決議事項）
株主総会は、法令又は定款で定める事項を決議する。

第20条（株主総会の決議方法）
株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
２　会社法第309条第２項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

第21条（株主総会の決議の省略）
取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について議決権を行使することができる株主の全員が当該提案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

第22条（株主総会における議決権の代理行使）
　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第23条（株主総会の議事録）
　株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録する。

第４章　取締役

第24条（取締役会の設置）
　当会社には、取締役会を置く。

第25条（取締役の員数）
　当会社の取締役は、３名以上とする。

第26条（取締役の選任）
　当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数による賛成をもって選任するものとする。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第27条（取締役の任期）
　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
　２　補欠あるいは増員のため選任された取締役の任期は、前任者の任期あるいは他の在任取締役の任期が満了すべき時までとする。

第28条（代表取締役）
　当会社は、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を選定するものとする。
　２　代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

第29条（役付取締役）
　当会社は、取締役会の決議により、代表取締役の中から社長１名を選定し、必要に応じて取締役の中から常務、専務その他役付取締役を選定できるものとする。

第30条（業務執行）
社長は、当会社の業務を統轄し、他の取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。
２　社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順位に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

第31条（取締役の責任免除）
当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第１項の損害賠償責任を、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第32条（非業務執行取締役との責任限定契約）
当会社は、会社法第427条第１項の規定により、業務執行取締役等であるものを除く取締役（以下「非業務執行取締役」という。）との間で、同法第423条第１項に定める責任に関し、当該非業務執行取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第33条（取締役の報酬等）
取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議により定める。

第５章　取締役会

第34条（取締役会の招集権者及び議長）
取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。
２　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定める順位に従い、他の取締役が前項の任に当たる。

第35条（取締役会の招集手続）
取締役会の招集通知は、会日の１週間前までに各取締役及び各監査役に発することを要する。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。
２　取締役及び監査役全員の同意がある場合には、前項の期間を短縮し、又は通知を省略してこれを開催することができる。

第36条（取締役会の決議方法）
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第37条（取締役会の決議の省略）
　取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第38条（取締役会の議事録）
　取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、議長及び出席取締役並びに出席監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第39条（取締役会規程）
　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第６章　監査役

第40条（監査役の設置）
　当会社には、監査役を置く。

第41条（監査役の員数）
　当会社の監査役は、１名以上とする。

第42条（監査役の選任）
　当会社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数による賛成をもって選任するものとする。

第43条（監査役の任期）
　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
　２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了すべき時までとする。

第44条（監査役の責任免除）
　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第１項の損害賠償責任を、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第45条（監査役との責任限定契約）
当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間で、同法第423条第１項に定める責任に関し、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第46条（監査役の報酬等）
監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

第７章　計算

第47条（事業年度）
当会社の事業年度は、毎年４月１日より翌年３月31日までとし、その末日を決算期とする。

第48条（剰余金の配当）
当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当をすることができる。
２　配当金には、利息をつけないものとする。
３　配当金が支払開始の日から３年内に受領されないときは、当会社は支払義務を免れるものとする。

附則

第49条（設立に際して発行する株式）
当会社の設立に際して発行する株式の総数は、9,000株とし、その発行価額は、１株につき金１万円とする。

第50条（設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本金の額）
当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金9,000万円とする。
２　当会社の成立後の資本金の額は、金4,500万円とする。

第51条（最初の事業年度）
当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和４年３月31日までとする。

第52条（発起人）
発起人の名称、住所及び発起人が設立に際して割当てを受ける設立時発行株式の数並びに設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりとする。

兵庫県神戸市中央区加納町六丁目５番１号

発起人	神戸市
割当てを受ける株式の数	9,000株
払い込む金銭の額	金9,000万円

第53条（定款に定めのない事項）

本定款に定めのない事項については、会社法その他の法令の定めるところによる。

Ⅳ　令和６年度事業報告

１　事業実施の概要

令和６年度は、令和５年度に策定した新港エリアビジョンの実現に向け、新港エリアマネジメントプロジェクトチーム会議において、エリアの課題の解決や魅力の発信に関する取り組みに着手したほか、ウォーターフロントエリア全体の情報発信を一元的に行うウェブサイトを活用し、戦略的かつ効果的なブランディングを図るなど、エリアマネジメントを推進した。また、４月にリニューアルオープンした神戸ポートタワーにおいて民間活力による新たな運営を進めたほか、ウォーターフロントエリアのまちづくりを担う都市再生推進法人として、新たに神戸ポートタワー南側の公共空間でのイベントスペースの運営を開始するとともに、カラーライトアップ演出を積極的に展開するなど、公共空間や公共施設を活用した賑わいの創出を行った。さらに、令和５年度に引き続き、ウォーターフロントエリアの情報発信として、エリア内の各施設を運営する事業者と協力・連携し、多様なプロモーション活動を実施した。

(1) まちづくり事業

新港エリアビジョンの実現に向けた具体的な取り組みに着手するため、地域企業により構成される新港エリアマネジメントプロジェクトチーム会議において、新たに「ガイド」、「編集」、「場づくり」の３つの分科会を設置し、エリアに訪れるゴールデンルートの設定及びルート上でのバナー等掲出箇所の拡大、回遊マップの作成、新港第１突堤イベントスペースでの実証実験イベントなどを実施した。また、ニューシーポート～メリケンパーク～ハーバーランドの３つのエリアを統合した「神戸ウォーターフロント」としての認知を高めていくために、エリア全体の情報発信を一元的に行うウェブサイトを運用し、店舗・イベント情報、エリアマネジメントの取り組みなどを積極的に発信したほか、エリア内の夜間景観整備について、新港第１突堤～メリケンパーク周辺～中突堤へと範囲を広げた新たな光と音の演出「KOBE Night Mirage -Sound and Light Show」を開始するとともに、演出施設を民間施設にも拡大するために、地域企業との連携に向けた協議を進めた。

プロモーション活動については、神戸ポートタワーリニューアルオープンセレモニーの開催やメリケンパークへのファーマーズマーケットの誘致を行ったほか、地域企業と一緒に「NEW SEAPORTナイトライト2024-2025」を新たに開催し、ニューシーポートエリア及び京橋プロムナードにおける特別イルミネーションを実施した。また、SNS、誌面などの各メディアを通じて、当会社が行うイベントを含むウォーターフロントエリアの情報発信を行うとともに、他都市での現地プロモーション等を実施した。

(2) 再開発事業

リニューアルオープンした神戸ポートタワーの民間活力による新たな運営を進め、映画やアーティストとタイアップしたイベントやライトアップ演出の取り組みを新たに実施したほか、全国

のタワー20施設の各運営者で構成される全日本タワー協議会の総会、神戸モダン建築祭に合わせた「TOWER EXPO KOBE」の開催など、「地域で愛され、世界に認知される神戸のランドマーク」として積極的な発信を行った。また、神戸ポートタワーの運営事業者や神戸市と調整を行いながら、適切な施設維持管理体制の構築を進めた。

さらに、神戸第２地方合同庁舎別館跡地の活用に向けたサウンディング調査の実施や、新港第２突堤基部倉庫の跡地活用に向けた事業者へのヒアリングの実施など、次期再開発の具体化に向けた企業誘致活動を実施し、事業スキームの検討及び事業要件の整理を進めた。

(3) 公共空間活用事業

神戸市と締結した都市利便増進協定に基づき、神戸ポートタワーの運営との相乗効果による人の流れや賑わいの創出を目的に、令和６年５月より新たに神戸ポートタワー南側の公共空間をイベントスペースとして運営を開始した。また、リニューアルオープンにより可能となった神戸ポートタワーとメリケンパーク内の照明施設との連動したカラーライトアップにより、プロスポーツチームや大阪・関西万博と連携した特別な演出など、様々な企画に取り組んだ。

そのほか、例年開催している街歩きイベント（シティロゲイニング in KOBE）や「神戸ジャズセンテニアル」の誘致に加え、ジーライオンアリーナ神戸開業を契機とした、エリアの認知度の向上を目的とした事業の企画及び準備を進めるなど、賑わい創出の一助となる取り組みを行った。

２　損益計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日、単位：円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	325,252,970	営業収益	317,965,321
ｳｫｰﾀｰﾌﾛﾝﾄ関係事業費	278,646,041	ｳｫｰﾀｰﾌﾛﾝﾄ関係事業収入	317,965,321
一般管理費	46,606,929		
営業外費用	68,182	営業外収益	14,098,456
雑損失	68,182	受取利息	106,091
		雑収入	13,992,365
合計	325,321,152	合計	332,063,777
		税引前当期純利益	6,742,625
		法人税、住民税及び事業税	2,624,046
		法人税等調整額	△373,754
		当期純利益	4,492,333
		前期繰越利益剰余金	18,976,722
		繰越利益剰余金	23,469,055

※　神戸市からの収入

(1) 負担金　　145,851 千円

(2) 受託料　　10,567 千円

３　貸借対照表

（令和７年３月31日現在、単位：円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科　目	金　額	科　目	金　額
流動資産	169,126,101	（負債の部）	157,432,863
現金及び預金	143,634,494	流動負債	72,987,583
貯蔵品	1,889,700	未払金	53,222,587
前払費用	1,235,615	未払費用	542,266
未収入金	19,885,168	未払法人税等	1,976,700
繰延税金資産	2,481,124	未払消費税等	5,846,500
		預り金	1,100,289
固定資産	101,775,817	仮受金	6,578,786
有形固定資産	42,290,255	賞与引当金	3,720,455
建物	10,636,349		
建物附属設備	23,833,998	固定負債	84,445,280
構築物	1,285,318	預り敷金	84,445,280
工具器具備品	6,534,590		
投資その他の資産	59,485,562	（純資産の部）	113,469,055
敷金	59,304,876	株主資本	113,469,055
繰延税金資産	180,686	資本金	45,000,000
		資本剰余金	45,000,000
		資本準備金	45,000,000
		利益剰余金	23,469,055
		その他利益剰余金	23,469,055
		繰越利益剰余金	23,469,055
資産合計	270,901,918	負債及び純資産合計	270,901,918

４　損益明細書

（１）収入内訳表　（単位：円）

区　　分	合　計	内　　訳			
		事業収入	受託収入	負担金収入	その他
ｳｫｰﾀｰﾌﾛﾝﾄ関係事業収入	317,965,321	161,547,145	10,566,800	145,851,376	－
受取利息	106,091	－	－	－	106,091
雑収入	13,992,365	－	－	－	13,992,365
合　計	332,063,777	161,547,145	10,566,800	145,851,376	14,098,456

（２）支出内訳表　（単位：円）

区　　分	合　計	内　　訳			
		人件費	物件費	減価償却費	その他
ｳｫｰﾀｰﾌﾛﾝﾄ関係事業費	278,646,041	56,256,814	217,754,929	4,634,298	－
一般管理費	46,606,929	24,098,332	21,951,336	557,261	－
雑損失	68,182	－	－	－	68,182
合　計	325,321,152	80,355,146	239,706,265	5,191,559	68,182

（３）収支内訳表（営業収支）　（単位：円）

区　　分	収　入	支　出	収支差
ｳｫｰﾀｰﾌﾛﾝﾄ関係事業費	317,965,321	278,646,041	39,319,280
一般管理費	－	46,606,929	△46,606,929
合　計	317,965,321	325,252,970	△7,287,649

Ⅴ　令和７年度事業計画

１　事業計画の概要

令和７年度は、新港エリアビジョンの実現に向け、新港エリアマネジメントプロジェクトチーム会議を中心に取り組みをさらに深化させていくほか、エリア全体の情報発信を一元的に行うウェブサイト等を活用し、戦略的かつ効果的なブランディングを行うなど、エリアマネジメントの推進を図る。さらに、神戸第２地方合同庁舎別館跡地や新港第２突堤基部倉庫跡地の事業化に向けた取り組みを進めるとともに、都市再生推進法人の指定を受けたまちづくり会社として、公共空間や公共施設を活用した事業を積極的に展開することにより、さらなる安定的な収益確保を図り、自立的な経営体制の確立へと繋げていく。

(1) まちづくり事業

ア　地域企業で構成されるプロジェクトチームを中心とした、新港エリアビジョンの実現に向けた取り組みの推進

イ　エリア全体の情報発信を一元的に行うウェブサイト等の活用による、「神戸ウォーターフロント」としての戦略的かつ効果的なブランディングの形成

ウ　ジーライオンアリーナ神戸開業を契機とする、エリアの認知度向上を目的とした、地域企業と連携した事業の実施

エ　ウォーターフロントエリア内の各施設を運営する事業者との協力・連携による多様な媒体を通じたプロモーション活動の実施

(2) 再開発事業

ア　民間企業のノウハウ活用による「地域で愛され、世界に認知される神戸のランドマーク」としての神戸ポートタワーの運営

イ　神戸第２地方合同庁舎別館の跡地や新港第２突堤基部倉庫の跡地、税関南倉庫の跡地活用など、次期再開発の具体化に向けた企業誘致活動、及び事業スキームの検討及び事業要件整理の実施

(3) 公共空間活用事業

ア　メリケンパーク内ステージに設置された大型ビジョンによる情報発信や神戸ポートタワー等のライトアップを活用した賑わいの創出、新港第１突堤西側緑地及び神戸ポートタワー南側におけるイベントスペースの活用等によるウォーターフロントエリアへの誘客及びこれらの積極的な事業展開によるさらなる収益の確保

イ　公共空間の活用による、地域企業との協働によるイベント開催等、賑わいの創出

ウ　自立的な経営体制の確立に向けた新たな事業の検討

２　予定損益計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日、単位：千円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	329,668	営業収益	334,981
ｳｫｰﾀｰﾌﾛﾝﾄ関係事業費	280,421	ｳｫｰﾀｰﾌﾛﾝﾄ関係事業収入	334,981
一般管理費	49,247		
		営業外収益	5,642
		受取利息	22
		雑収入	5,620
合計	329,668	合計	340,623
		税引前当期純利益	10,955
		法人税、住民税及び事業税	3,678
		当期純利益	7,277
		前期繰越利益剰余金	23,469
		繰越利益剰余金	30,746

※　神戸市からの収入

(1) 負担金　　160,909 千円

(2) 受託料　　－ 千円

３　予定貸借対照表

（令和８年３月31日現在、単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科　目	金　額	科　目	金　額
流動資産	135,935	（負債の部）	111,837
現金及び預金	131,256	流動負債	27,371
未収入金	1,355	未払金	18,760
前払費用	1,220	未払費用	589
繰延税金資産	2,104	未払法人税等	1,839
固定資産	96,648	未払消費税等	1,990
有形固定資産	37,159	預り金	818
建物	9,921	賞与引当金	3,375
建物附属設備	21,838		
構築物	1,165		
工具器具備品	4,235	固定負債	84,466
投資その他の資産	59,489	預り敷金	84,466
敷金	59,305		
繰延税金資産	184	（純資産の部）	120,746
		株主資本	120,746
		資本金	45,000
		資本剰余金	45,000
		資本準備金	45,000
		利益剰余金	30,746
		その他利益剰余金	30,746
		繰越利益剰余金	30,746
資産合計	232,583	負債及び純資産合計	232,583

４　予定損益明細書

（１）収入内訳表　（単位：千円）

区　　分	合　計	内　訳			
		事業収入	受託収入	負担金収入	その他
ｳｫｰﾀｰﾌﾛﾝﾄ関係事業収入	334,981	174,072	－	160,909	－
受取利息	22	－	－	－	22
雑収入	5,620	－	－	－	5,620
合　計	340,623	174,072	－	160,909	5,642

（２）支出内訳表　（単位：千円）

区　　分	合　計	内　訳			
		人件費	物件費	減価償却費	その他
ｳｫｰﾀｰﾌﾛﾝﾄ関係事業費	280,421	55,041	220,712	4,668	－
一般管理費	49,247	26,253	22,437	557	－
合　計	329,668	81,294	243,149	5,225	－

（３）収支内訳表（営業収支）　（単位：千円）

区　　分	収　入	支　出	収支差
ｳｫｰﾀｰﾌﾛﾝﾄ関係事業費	334,981	280,421	54,560
一般管理費	－	49,247	△49,247
合　計	334,981	329,668	5,313

（参考）財務状況推移

（単位：千円）

		令和４年度	令和５年度	令和６年度	５→６増減
損益計算書（P／L）	営業利益	970	▲ 28,289	▲ 7,288	21,001
	営業収益	308,002	269,231	317,965	48,734
	営業費用	307,032	297,520	325,253	27,733
	うち販売費及び一般管理費	241,381	229,519	239,706	10,187
	うち人件費	64,625	66,957	80,355	13,398
	うち減価償却費	1,026	1,044	5,192	4,148
	営業外利益	7,095	29,733	14,030	▲ 15,703
	営業外収益	7,095	29,915	14,098	▲ 15,817
	営業外費用	0	182	68	▲ 114
	うち支払利息	0	0	0	0
	経常利益	8,065	1,444	6,743	5,299
	特別利益	▲ 617	0	0	0
	特別利益	0	0	0	0
	特別損失	617	0	0	0
	法人税等	2,967	978	2,250	1,272
	当期純利益	4,481	466	4,492	4,026
	前期繰越利益剰余金	14,029	18,510	18,977	467
	繰越利益剰余金	18,510	18,977	23,469	4,492
貸借対照表（B／S）	資産合計	241,601	348,452	270,902	▲ 77,550
	流動資産	222,983	251,317	169,126	▲ 82,191
	固定資産	18,618	97,135	101,776	4,641
	うち建物	3,922	11,352	10,636	▲ 716
	負債合計	133,091	239,476	157,433	▲ 82,043
	流動負債	128,416	155,160	72,988	▲ 82,172
	うち短期借入金	0	0	0	0
	固定負債	4,675	84,316	84,445	129
	うち長期借入金	0	0	0	0
	純資産合計	108,510	108,977	113,469	4,492
	株主資本	108,510	108,977	113,469	4,492
	資本金	45,000	45,000	45,000	0
	資本剰余金	45,000	45,000	45,000	0
	利益剰余金	18,510	18,977	23,469	4,492
	評価換算差額等	0	0	0	0